

## ① 制度の概要

鳥取県内の**特定建築物のバリアフリー化**を促進し、地域社会全体の福祉のまちづくりを推進することを目的とする補助金です。エレベーター、車いす使用者用便房、玄関の整備などが主な支援対象です。

この補助金は、国や地方公共団体等を除いた建築主等に対して交付され、**整備基準に適合した工事**にかかる経費の一部を補助することで、県民の利便性向上を目指します。

## ② 支援内容

### □ 特定建築物バリアフリー化

県内の特定建築物のバリアフリー化を支援し、公共的な施設の整備を促します。

最大2,200万円

補助率2/3～1/2以内

## ③ 対象となる事業・経費

### 【特定建築物バリアフリー化】

- 車いす使用者用便房／車いす使用者用簡易便房の整備
- エレベーターの整備（昇降機等）
- 玄関の整備、**音声誘導装置及び点字表示板の整備**

## ④ 対象者

- 鳥取県内の**特定建築物**の建築主等
- 国、地方公共団体その他これらに準ずる者を除く

## △ 補足事項

- 要件を満たしても審査があり、必ずもらえるわけではありません。
- 公募から採択まで数か月かかる点にご注意ください。
- 原則、事業終了後の後払い（清算払い）です。
- 補助金は返済不要の公的支援制度です。

## ● 専門家活用のススメ

- **一級建築士**：条例・建築基準に適合した設計・工事監理を依頼。
- **行政書士**：複雑な**補助金申請書類**の作成支援を依頼。
- **中小企業診断士**：事業計画の策定と**費用対効果の明確化**を依頼。

## ⑤ 採択率向上のポイント

- 福祉のまちづくり条例の目的や整備基準に沿った内容で作成する。
- 整備する特定建築物が**地域間の移動を支援**することを明記する。
- 高齢者や障害者など、**多様な利用者のニーズ**を具体的に反映する。
- 既存施設の課題解決や**利用者の利便性向上**に重点を置いた計画を策定。
- 事業完了・実績報告は**当該年度末までに必須**であることを認識。
- 申請に必要な図面や資料を**漏れなく提出**し、審査を円滑にする。

## ⑥ 戰略的分析

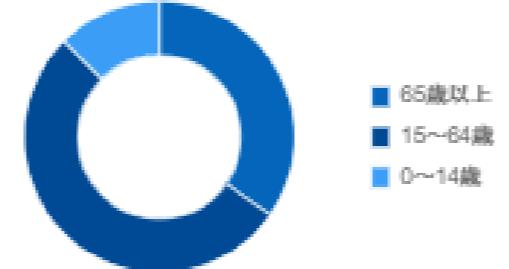
### 【制度の目的と関連性】

- 本補助金は**鳥取県のまちづくり条例**に基づく。
- 特定建築物の新築・改築時の**届出義務**と深く関わる。
- 整備する施設が**地域社会の利便性向上**に繋がるかを重視。

### 【申請時期と予算】

- 募集は随时だが、**予算の執行状況**に注意し早期の申請が望ましい。
- 事業年度を超えての交付は行わないため**年度内の完了**が必須。
- 事業着手は**交付決定後**でなければ対象外となる。
- 毎年度予算の範囲内において**継続して実施**されています。

## ⑦ 鳥取県高齢化率推移



出所：令和4年国勢調査等より

高齢化率の上昇傾向から、バリアフリー整備は地域社会の**喫緊の課題**。

## ⑧ 整備事例と効果

施設種別	代表的な取組例
店舗・商業施設	車いす使用者用便房の改修／音声誘導装置の設置
医療・福祉施設	エレベーターの設置／玄関アプローチ段差解消
公共交通施設	点字表示板の設置／スロープの整備と手すりの設置
文化・交流施設	多目的トイレの整備／車椅子対応座席への誘導

## ⑨ 必要書類とチェックポイント

提出書類	チェックポイント
交付申請書	・ <b>交付要綱に沿った様式</b> かを確認し不備がないか。
事業計画書	・整備内容と事業効果を <b>具体的に記載</b> 。
収支予算書	・補助対象経費と補助率を <b>正確に計算</b> 。
添付図面等	・整備箇所の <b>位置や構造</b> を示す図面や写真を添付。
その他書類	・法人登記簿謄本や建築確認書等、 <b>必要な資料</b> を準備。

## ⑩ 申請スケジュール

### ● 事前準備

- ・整備内容の検討と設計図書の準備。
- ・建築指導課への事前相談・要件確認を推奨。

### ● 申請期間

～**随時（当該年度末までに完了する事業が対象）**

- ・予算が少なくなり次第終了となるため、早めの申請が望ましい。
- ・毎年度予算の範囲内において実施しています。

### ● 審査期間

- ・提出された申請に基づき、随時審査されます。

### ● 採択結果通知

- ・審査完了後、交付決定通知書により通知。

### ● 交付決定

- ・交付決定後に**事業着手**が可能となります。
- ・**事業完了と実績報告は当該年度末までに必須**です。

## ⑪ 問い合わせ

### 制度詳細

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=74758&tmp=637866700003889881#moduleid152817>

詳細な手続きや公募要項は必ず制度詳細ページをご確認ください。

### お問い合わせ

鳥取県庁 住まいまちづくり課 景観・建築指導室

建築指導担当：TEL.0857-26-7391

景観づくり担当：TEL.0857-26-7363

FAX.0857-26-8113（共通）